



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令（地域・離島課）…………… 1
- 教育委員会事項
- 沖縄県指定無形文化財の保持者の追加認定…………… 1

訓 令

沖縄県訓令第37号
沖縄県教育委員会教育長訓令第12号
沖縄県警察本部訓令第32号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 6 年11月15日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖縄県教育委員会教育長 半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長 鎌 谷 陽 之

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令
沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程（平成19年沖縄県訓令第56号・沖縄県教育委員会教育長訓令第15号・沖縄県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

- 別表第 1 中 「子ども生活福祉部長 保健医療部長」を「生活福祉部長 子どもの未来部長」に改める。
保健医療介護部長」
- 別表第 2 中 「子ども生活福祉部福祉政策課長 保健医療部保健医療総務課長」を「生活福祉部福祉政策課長 子どもの未来部子ども若者政策課長」に改める。
保健医療介護部保健医療総務課長」

附 則
この訓令は、令和 6 年11月15日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第 8 号
沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第20条第 5 項の規定により、次の表の左欄に掲げる沖縄県指定無形文化財の保持者として、同表右欄に掲げる者を追加して認定する。
令和 6 年11月15日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

無形文化財の名称	保持者	
	氏名	住所
本場首里の織物	山口良子	那覇市首里大名町 3 丁目35番地大名市営住宅 F－503
	安座間美佐子	那覇市田原 1 丁目14番地12

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁地下 1 階
--	--